第2回 大阪市建設局下水道施設包括業務委託のPDCA実施にかかる有識者会議要旨

日 時 令和5年6月28日(水)午前10時00分~12時00分

開催場所 建設局共通第11会議室

出席者

(委員)齋藤委員、塩田委員、藤原委員、松島委員、若尾委員

※互選により松島委員を座長として選任

(事務局:建設局下水道部施設管理課)

房課長、田中課長代理、山﨑課長代理、沢田係長、前田係長

議題

業務品質向上を目的とした包括業務委託計画の改善について、客観的な意見等を聴取する。

- (1) 事業概要・業務概要(資料6 P3~4)
- (2) 包括委託におけるPDCAサイクルについて(資料6 P5~7)
- (3) 令和4年度 モニタリング実施状況 (資料6 P8~16)
- (4) 令和4年度 要求水準、評価基準の達成状況(資料6 P17~27)
- (5) 令和 4 年度 事故発生状況 (資料 6 P28~41)

会議要旨(主な意見)

- (1) 事業概要・業務概要
 - 特になし
- (2) 包括委託におけるPDCAサイクルについて
 - ・今後の有識者会議では「毎年実施するPDCA」と切り分けて、「5年毎に実施するPDCA」 による契約見直し・変更協議に向けて、長期的な課題等の継続的な蓄積を提案したい。
- (3) 令和4年度 モニタリング実施状況
 - ・方面管理事務所ごとに、モニタリング状況が見える化されており、取組の共有や意識付けの観点から価値のある取り組みである。
 - ・改善可能な項目について、継続的に検討を行い、有識者会議にて進捗報告の必要がある。
 - ・モニタリング方法や項目ごとの評価については、各方面管理事務所で同じ基準を用いて 評価することが必要である。
 - ・モニタリング確認項目の集約については、十分に精査を行い整理する必要がある。
 - ・受注者側からの改善提案についても盛り込む必要がある。
- (4) 令和4年度 要求水準、評価基準の達成状況
 - ・大阪市の過去の実績も用いて、5年後や10年後を見据え基準値等の変更の検討が必要である。
- (5) 令和4年度 事故発生状況
 - ・処理場、抽水所の操作技術や経験の継承について、中期的な継承手法の検討が必要であ る。

第2回 大阪市建設局下水道施設包括業務委託のPDCA実施にかかる有識者 会議録

日 時 令和5年6月28日(水)午前10時00分~12時00分

開催場所 建設局共通第11会議室

出席者

(委員) 齋藤委員、塩田委員、藤原委員、松島委員、若尾委員 ※互選により松島委員を座長として選任

(事務局:建設局下水道部施設管理課)

房課長、田中課長代理、山﨑課長代理、沢田係長、前田係長

議題

業務品質向上を目的とした包括業務委託計画の改善について、客観的な意見等を聴取する。

- (1) 事業概要・業務概要(資料6 P3~4)
- (2) 包括委託におけるPDCAサイクルについて(資料6 P5~7)
- (3) 令和4年度 モニタリング実施状況 (資料6 P8~16)
- (4) 令和4年度 要求水準、評価基準の達成状況(資料6 P17~27)
- (5) 令和 4 年度 事故発生状況 (資料 6 P28~41)

(事務局より資料6(1)(2)を説明)

松島委員:今後の有識者会議では、「毎年実施するPDCA」と切り分けて、「5年毎に実施するPDCA」による契約見直し・変更協議に向けて、長期的な課題等の継続的な蓄積を提案したい。

事務局:承知した。次回の有識者会議より、「5年毎に実施するPDCA」の課題状況について 蓄積していくよう検討する。

(事務局より資料6(3)を説明)

藤原委員:方面管理事務所ごとに、モニタリング状況が見える化されており、取組の共有や意識付けの観点から価値のある取り組みである。行政や公的サービスでは、民間企業のように利益や売上等では比較できないが、対応状況を見える化することにより、各事務所のパフォーマンスを比較することで、事務所同士でどの項目でマネジメントがうまくいっているか、改善点があるのかを見ることができる。

なお、改善可能な項目として△の表記があるが、次回から△の事項がどのように改善されているのかを見ることも重要である。

また、モニタリング方法や項目ごとの評価については、全方面管理事務所で同じ基準を用いることを徹底する必要がある。

事務局:現時点で改善できていない事項があるため、今後検討を続け、改めて次回以降の 有識者会議で報告する。

> また、方面管理事務所ごとにどのような課題があるのかを共有することにより、 全ての部署で、統一的な目線でモニタリングできるようにしていきたい。

- 松島委員:4つの方面管理事務所に分けているのは大阪市側の管理方法だと思うが、受注者側でも統一的な基準を作るなど改善すべき内容はあるか。
- 事務局:受注者側にも各現場事務所を取りまとめる部署があり、各方面管理事務所で各現場事務所と調整をしている。統一的な基準を確立するにあたり、全体的に改善すべきマニュアル等については、まずは取りまとめ部署と調整・協議を行い、そこから各現場事務所に展開、共有するなど、受注者側の情報共有の仕組みを活用して全体のレベルアップを図っていきたい。そういう意味では、受注者の裁量で改善できる内容もある。
- 齋藤委員:モニタリング確認項目の中で、集約により項目の削減を検討しているとの説明があったが、いつ頃を予定しているか。
- 事務局:今年度、項目を減らしていくことができればと考えている。項目削減にあたっては、 モニタリングに影響がないよう精査していく。
- 塩田委員:集約による項目削減については、重複していても観点が違う項目があるので、例えば、法令順守の項目は残しておいたほうが良いと考えられるので、そのような観点から検討頂きたい。
- 松島委員:モニタリング確認項目の集約については、十分に精査を行い整理する必要がある。 また、受注者から、改善内容の提示はあるのか。
- 事務局:この資料では、各方面管理事務所が各現場事務所をモニタリングした際に改善が必要とされたものを記載している。そのため、現在のところ、受注者からの提案は記載できていない。今後、受注者からの積極的な改善提案を取り入れることで、PDCAがより有効に機能するよう検討する。
- 松島委員:必ずしも資料に追記する必要はないが、受注者側からの改善提案についても盛り込む必要がある。

(事務局より資料6(4)を説明)

- 藤原委員:新技術導入について、具体的な検討案として処理場や抽水所の運転データをクラウドにより一元管理することによる効率化が記載されている。他都市でも水道や下水道でAIを活用した技術革新の事例もあり、20年間の業務委託の中で積極的に新技術導入していくという姿勢が見られる。
- 若尾委員:評価基準の変更については、今後数年の状況をみて評価基準を定めるのか。
- 事務局:その通りである。運転実績を踏まえ、受注者とも協議しながら進めていきたい。
- 松島委員:評価基準について、受注者がコントロールできる範囲とそうではない範囲がある。 資料にあるデータは非常に貴重なデータなので、例えば5年後の契約見直し・変更 協議に向けて、雨の降り方や想定降雨などを踏まえた変更が検討されるものなのか。
- 事務局:その通りである。市民の安心安全という観点からも、気象情報や運転状況データ などを蓄積しながら、より効率的かつ安全性を高めた運転ができるよう長期的なス パンで検討していく。
- 松島委員:本業務委託としてはまだ1年目だが、大阪市の過去の実績も用いて、5年後や10年後を見据え基準値等の変更の検討ができればと考える。

(事務局より資料6(5)を説明)

- 齋藤委員:処理場・抽水所のP41過去の事案の中では、中程度の事故が複数発生しているが、 人為的なミスが多いのか。
- 事務局:同様の誤操作による事故が過去に発生しており、マニュアルの確認不足などの人為 的なミスが原因と考えている。
- 齋藤委員:人為的なミスによる事故が続く場合、受注者側でどのような対応がされているのか。 もしくは、同じようなミスなのか全く違う種類のミスなのか。
- 事務局:同じようなミスでも対象施設が異なる事故が多く、また、令和4年度にあった誤放流についても、直近で同様の事故が発生している。2度目の誤放流の事故は、本来ペナルティポイントは0であったが、同様の事故が発生してから期間が短く、是正報告が終わっていなかったことから、ペナルティポイントを2として措置を求めている。具体的には、改善報告書を提出してもらい、受注者側も再発防止の中で複数人での確認、指差し確認の徹底、社内研修の開催を実施し、再発防止に努めている。
- 塩田委員: P31のペナルティが生じる場合とされる「粗雑な契約の履行」とはどのような場合 ことが想定されるのか。また、事故の程度の「中」と「小」は、ペナルティポイン トの有無により異なる場合があるようであるが、ペナルティポイントの有無の基準 はあるか。
- 事務局:粗雑な契約の履行とは、契約書に記載の内容が着実に履行されてないという事例が 想定される。例えば徒歩で巡視すべき業務を車に乗った状態で実施しているなどが これにあたる。

ペナルティポイントについては、軽微であると認められる場合に0となる。 本日の資料には添付されていないが、本市が発注する請負工事に適用される建設 局請負工事等事故調査委員会運営細則の別表を基に軽微か否かを判断している。例 えば、事故の損害額などに応じペナルティポイントの有無を判断している。 次回資料より、このルールがわかるよう改善する。

若尾委員:処理場・抽水所の事故で、再発防止策として記載の通りヒューマンエラーが起こる ことを前提に機械的にインターロックを設けることが重要であり、それを検討され ていることを確認した。

大阪市の場合、抽水所が多数あるため、各抽水所で異なる操作技術や経験をどのように継承していくかも、一つのPDCAとなる。中期的に技術の継承や研修の必要がある。

事務局:社員の高齢化や経験者の減少に対応していくためには、運転技術の継承は非常に重要であると考えている。そのような視点も含めて、マニュアル等の整備などを検討していきたい。

(全体を通して)

齋藤委員:国土交通省が示しているウォーターPPPの取り組みについて、大阪市ではどのように考えているか。

事務局:本市の包括業務委託は昨年度から20年契約をスタートしたところでもあり、すぐに

方針を切り替えていくのは難しい。しかし、今後施設の改築更新なども含めて、ウォーターPPPの仕組みを活用し、現在の包括業務委託に組み込んでいくなども非常に重要であると考える。国土交通省からも話があったところであり、将来に向けて検討していこうと考えているところである。

松本委員:今回の有識者会議の意見は、業務計画書に反映されていくのか。

事務局:P6に記載のPDCAの流れの通り、受注者と協議を行い随時業務計画書に反映していく。

以上